

# 下請かけこみ寺活用事例集

## 目次

【ご利用にあたっての注意事項】	1
-----------------	---

### I. 無料相談活用事例

#### 1. 売買代金未払

事例 1	代金未払 (売買取引)	2
事例 2	代金未払 (売買取引)	2
事例 3	代金未払 (売買取引)	3

#### 2. 請負代金未払

事例 4	代金未払 (製造委託)	3
事例 5	代金未払 (製造委託)	4
事例 6	代金未払 (製造委託)	4
事例 7	代金未払 (製造委託)	5
事例 8	代金未払 (試作品)	5
事例 9	代金未払 (修理委託)	6
事例 1 0	代金未払 (情報成果物作成委託)	6
事例 1 1	代金未払 (情報成果物作成委託)	7
事例 1 2	代金未払 (情報成果物作成委託)	7
事例 1 3	代金未払 (情報成果物作成委託)	8
事例 1 4	代金未払 (情報成果物作成委託)	8
事例 1 5	代金未払 (情報成果物作成委託)	9
事例 1 6	代金未払 (情報成果物作成委託)	9
事例 1 7	代金未払 (役務提供委託・運送)	1 0
事例 1 8	代金未払 (在宅での業務請負)	1 0

#### 3. 建設代金未払

事例 1 9	代金未払 (建設工事)	1 1
事例 2 0	代金未払 (建設工事)	1 1
事例 2 1	代金未払 (建設工事)	1 2
事例 2 2	代金未払 (建設工事)	1 2
事例 2 3	代金未払 (建設工事)	1 3
事例 2 4	代金未払 (建設工事)	1 3
事例 2 5	代金未払 (建設工事)	1 4
事例 2 6	代金未払 (建設工事)	1 4

事例 2 7	代金未払 (建設工事) . . . . .	1 5
事例 2 8	代金未払 (建設工事) . . . . .	1 5
事例 2 9	代金未払 (建設追加工事) . . . . .	1 6
事例 3 0	代金未払 (建設追加工事) . . . . .	1 6
事例 3 1	代金未払 (リフォーム工事) . . . . .	1 7

#### 4. 損害賠償

事例 3 2	損害賠償 . . . . .	1 7
事例 3 3	損害賠償 . . . . .	1 8
事例 3 4	損害賠償 . . . . .	1 8
事例 3 5	損害賠償 . . . . .	1 9
事例 3 6	損害賠償 . . . . .	1 9
事例 3 7	損害賠償 . . . . .	2 0
事例 3 8	損害賠償 . . . . .	2 0
事例 3 9	損害賠償 . . . . .	2 1

#### 5. 発注書未交付

事例 4 0	発注書未交付 (製造業) . . . . .	2 1
--------	------------------------	-----

#### 6. 代金減額

事例 4 1	代金減額 (製造委託) . . . . .	2 2
事例 4 2	代金減額 (製造委託) . . . . .	2 2
事例 4 3	代金減額 (情報成果物作成委託) . . . . .	2 3
事例 4 4	代金減額 (情報成果物作成委託) . . . . .	2 3
事例 4 5	代金減額 (役務提供委託・運送) . . . . .	2 4
事例 4 6	代金減額 (役務提供委託・運送) . . . . .	2 4
事例 4 7	代金減額 (建設工事) . . . . .	2 5
事例 4 8	代金減額 (建設工事) . . . . .	2 5
事例 4 9	代金減額 (建設工事) . . . . .	2 6

#### 7. 取引中止

事例 5 0	取引中止 (売買取引) . . . . .	2 6
事例 5 1	取引中止 (製造委託) . . . . .	2 7

#### 8. 単価変更

事例 5 2	単価引き下げ (製造委託) . . . . .	2 7
事例 5 3	単価引き下げ (製造委託) . . . . .	2 8
事例 5 4	単価引き下げ (役務提供委託・運送) . . . . .	2 8
事例 5 5	価格据え置き (売買取引) . . . . .	2 9
事例 5 6	単価見直し (製造委託) . . . . .	2 9
事例 5 7	価格交渉 (製造委託) . . . . .	3 0
事例 5 8	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	3 0

## 9. 給付内容変更

事例 5 9	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	3 1
事例 6 0	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	3 1
事例 6 1	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	3 2
事例 6 2	やり直し (製造委託) . . . . .	3 2

## 10. 受領拒否

事例 6 3	受領拒否 (製造委託) . . . . .	3 3
事例 6 4	受領拒否 (製造委託) . . . . .	3 3
事例 6 5	受領拒否 (製造委託) . . . . .	3 4
事例 6 6	受領拒否 (製造委託) . . . . .	3 4

## 11. その他

事例 6 7	返品 (製造委託) . . . . .	3 5
事例 6 8	在庫引き取り (製造委託) . . . . .	3 5
事例 6 9	納品後の代金の決定 (製造委託) . . . . .	3 6
事例 7 0	現金払から手形払への変更 . . . . .	3 6
事例 7 1	現金払から手形払への変更 (製造委託) . . . . .	3 7
事例 7 2	現金払から手形払への変更 (建設工事) . . . . .	3 7
事例 7 3	割引困難な手形 (電気工事) . . . . .	3 8
事例 7 4	消滅時効 . . . . .	3 8
事例 7 5	その他 (売買) . . . . .	3 9

## II. 消費税相談事例

事例 1	転嫁拒否 (減額) のおそれ . . . . .	4 0
事例 2	転嫁拒否 (減額) のおそれ . . . . .	4 0
事例 3	転嫁拒否 (減額) のおそれ . . . . .	4 1
事例 4	転嫁拒否 (買ったたき) のおそれ . . . . .	4 1
事例 5	転嫁拒否 (買ったたき) のおそれ . . . . .	4 2
事例 6	転嫁拒否 (買ったたき) のおそれ . . . . .	4 2
事例 7	転嫁拒否の有無 . . . . .	4 3
事例 8	転嫁拒否 (本体価格での交渉の拒否) のおそれ . . . . .	4 3
事例 9	価格の表示 . . . . .	4 4
事例 1 0	消費税率の経過措置 . . . . .	4 4

### III. 原材料・エネルギーコスト増に関する相談事例

事例 1	コストダウン要請 (製造委託) . . . . .	4 5
事例 2	価格交渉 (製造委託) . . . . .	4 5
事例 3	単価引上げ要求 (製造委託) . . . . .	4 6

### IV. 移動弁護士無料相談活用事例

事例 1	代金未払 (売買取引) . . . . .	4 7
事例 2	代金未払 (製造委託) . . . . .	4 7
事例 3	代金未払 (建設工事) . . . . .	4 8

### V. ADR活用事例

事例 1	代金未払 (製造委託) . . . . .	4 9
事例 2	代金未払 (製造委託) . . . . .	4 9
事例 3	代金未払 (情報成果物作成委託) . . . . .	5 0
事例 4	代金未払 (情報成果物作成委託) . . . . .	5 0
事例 5	代金未払 (建設工事) . . . . .	5 1
事例 6	代金未払 (建設工事) . . . . .	5 1
事例 7	代金未払 (建設工事) . . . . .	5 2
事例 8	代金未払 (建設工事) . . . . .	5 2
事例 9	代金未払 (建設工事) . . . . .	5 3
事例 1 0	損害賠償 (製造委託) . . . . .	5 3
事例 1 1	損害賠償 (製造委託) . . . . .	5 4
事例 1 2	損害賠償 (製造委託) . . . . .	5 4
事例 1 3	損害賠償 (役務提供委託) . . . . .	5 5
事例 1 4	損害賠償 (製造委託) . . . . .	5 5
事例 1 5	代金減額 (製造委託) . . . . .	5 6
事例 1 6	代金減額 (建設工事) . . . . .	5 6
事例 1 7	給付内容の変更 (製造委託) . . . . .	5 7
事例 1 8	在庫品の引き取り (製造委託) . . . . .	5 7
事例 1 9	在庫品の引き取り (製造委託) . . . . .	5 8
事例 2 0	契約解除 (製造委託) . . . . .	5 8

## 【ご利用にあたっての注意事項】

1. 本活用事例集は、下請かけこみ寺の相談事業や調停（ADR）事業について理解を深めていただき、多くの中小企業の皆様に、企業間取引に係る紛争の解決等に下請かけこみ寺を利用していただくために作成したものです。
2. 本活用事例集の作成にあたっては、下請かけこみ寺に相談があった事例や調停（ADR）申立があった事例を参考にしつつ、
  - ①相談活用事例については、分かりやすく作成しました。
  - ②ADR 活用事例については、想定される争点と解決例を示したものです。また、相談者等の秘密保持の観点から、掲載事例は実際の個々の相談事例や調停（ADR）申立事例と異なるものであることにご留意願います。

なお、相談活用事例については、取引相手方企業が明らかに下請代金支払遅延等防止法(以下「下請代金法」という。)等に違反しているおそれがあり、相談者が行政による厳正な法の執行を求めた場合の事例は掲載していません。
3. 実際のトラブルは少し事情が異なるだけで結論が全く異なってしまう場合もありますので、実際の相談は、最寄りの下請かけこみ寺や法律の専門家にご相談するようにしてください。
4. 下請かけこみ寺では、中小企業の皆様方の債権回収代行はできませんが、債権回収や疑問点解決のための助言はさせていただいておりますので、遠慮なく相談してください。

なお、下請かけこみ寺で受けた相談内容は、情報が漏洩しないよう厳重に管理しております。

## 1. 無料相談活用事例

### 事例1 代金未払（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、B社と売買取引していた。代金の支払時期がとっくに過ぎているのにB社は、しばらく待ってほしいと言うばかりで、代金を支払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

支払期限を明記した「督促状」を配達証明付きで郵送してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社へ配達証明付きで「督促状」を郵送したところ、その後、代金を支払ってくれた。

### 事例2 代金未払（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、B社と長年にわたり売買取引してきたため、多少支払いの遅れがあっても、いままでは請求どおり支払ってくれた。しかし、今回は、何度も催促したが支払いがない。

#### 《助言と解決例》

B社を訪問し、支払いがない理由を確認した上で、今後の「支払計画」について話し合ってみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社を訪問し交渉したところ、資金繰りの関係で払えなかったことがわかり、その後、代金を支払ってくれた。

### 事例3 代金未払（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、B社と繊維製品の売買取引を行ったが、B社は資金繰りがつかないとして、売掛金の一部しか払ってくれず、連絡がなかなかつかない。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、本当に資金繰りがつかないかどうかは、わからないのだから、こちら側の強い請求の意思を示すために、ねばり強く交渉を続けてみてはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社へ連絡を取り続け、ねばり強く交渉したところ、残りの代金が支払われた。

[\(目次に戻る\)](#)

### 事例4 代金未払（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から食品製造を受託した。代金を払ってくれず、また、B社の原料を保管しているが、その費用も払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

代金等について「返済計画」を示し債務承認を得るよう交渉してはどうか。さらに、B社の対応を見つつ「支払督促」を考慮してみるのも一つの方法と思われるかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社に「返済計画」を示し債務承認を求め、場合によっては、「支払督促」で対応すると説明したところ、「返済計画」どおりの支払いがあった。



## 事例5 代金未払（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から展示用の装置製作を受託した。納品後、代金の一部は入金されたが、担当者が辞めてしまい取引状況がわからないという理由で、残りの代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

B社のコンプライアンス部門に、取引状況がわかり易いような資料をそえて、「文書」で事情を説明してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社に取引状況を示す資料をそえて、「文書」を送付したところ、B社から連絡があり、残りの代金の支払いがあった。

## 事例6 代金未払（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社からプレス加工を受託した。納品したが、代金は払うと言うものの、支払日が過ぎても払ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、支払の時期などもっと具体的にB社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、支払うとのことで話し合いがついた。

## 事例7 代金未払（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から自動車部品の製造を受託した。支払条件は、毎月末日納品締切・翌々月20日払いである。下請代金法上問題ではないか。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、納品の時期によっては、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（下請代金の支払については、下請事業者の給付の受領後60日以内に支払わなければならない。例えば、1か月締切制度を採用している場合は、30日（1か月）以内に支払わなければならない。）のおそれがあることを踏まえ、B社と支払条件の変更について話し合っただろうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、毎月末日納品締切・翌々月末日払いに改善され、過去の支払い分についても遅延利息を付して代金が支払われた。

## 事例8 代金未払（試作品）

### 《相談内容》

A社は、B社から口頭で試作品の製作を依頼され、納品したが、試作品の出来上がりに不満だという理由で、代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、試作品製作に要した費用を「配達証明付き内容証明郵便」で請求しつつ、どこが不満なのかを具体的に確認するなどして、B社の出方をみてはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえ「配達証明付き内容証明郵便」で請求した上で、B社とねばり強く交渉を続けたところ、代金を払ってくれた。

## 事例 9 代金未払（修理委託）

### 《相談内容》

A社は、B社が取引先から請け負った機械の修理作業を受託した。修理作業を終えて修理代金を請求したが、取引先からの入金が遅れていることを理由に、代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（修理委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（取引先からの入金が遅れているかどうかにかかわらず、親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金を払ってくれた。

## 事例 10 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から情報誌の制作を請け負った。収入が見込みを下回るので契約を解除したいと一方的に通告された。すでに制作の大半ができていたが、代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、いままで制作してきた分について、「配達証明付き内容証明郵便」で請求してはどうかと助言された。

A社は、「配達証明付き内容証明郵便」で請求したところ、B社から連絡があり、話し合いの結果、代金の支払いがあった。

## 事例 1 1 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

個人事業者であるAは、B社から情報成果物の作成を請け負った。請負代金の一部しか入金がなく、残りの代金支払いを求めて電話すると、来月には払うと言うものの支払いがない。最近は電話に出てくれないしメールしても返答がない。

### 《助言と解決例》

電話やメールの催促でがちが明かない場合は、相手方を訪問して請求を行い、支払の約束が得られたら一筆を書いてもらうようにしてはどうか。どのような一筆がいいかは、事前に、弁護士無料相談でアドバイスを受けるのが適切ですと助言した。

Aは、助言を踏まえB社を訪ね、何度もねばり強く催促したところ、残りの代金が支払われた。

## 事例 1 2 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

A社は、ミニコミ誌の記事の作成をB社から請け負った。A社の記事作成が終わったころ、B社から採算が取れなくなったので取り止めにすると一方的に通告してきた。B社は、かかった費用は払わないと言っている。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、「B社の一方的な取り止めは認められない」と助言された。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

### 事例 1 3 代金未払（情報成果物作成委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から口頭で建物調査を請け負った。調査を終え報告書を提出したが、調査内容に不満だという理由で、代金を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

発注から調査完了までの経緯を「文書」にまとめ、請求書とともに、B社代表者あてに直接郵送してはどうかと助言した。

A社は、B社代表者にあてて郵送したところ、後日、代金の支払いがあった。

### 事例 1 4 代金未払（情報成果物作成委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社からプログラムの作成業務を請け負った。納品したが、代金の一部しか払わない。理由を聞いたところ、他の取引先に支払ってしまったので、何とか工面して払うと言っている。

#### 《助言と解決例》

「債務残高確認書」を作成してもらってはどうかと助言した。

A社は、B社から「債務残高確認書」を書いてもらい、その後、支払ってもらえた。

## 事例 15 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から設計図面の作成を請け負った。何度も設計変更があり図面を納品したが、代金を支払ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（情報成果物作成委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。）や、下請代金法上は、A社に責任がない変更により増加した費用はB社に請求できるので、そのことも踏まえ、B社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

## 事例 16 代金未払（情報成果物作成委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から建築設計図面の作成を請け負った。当初は毎月支払いがあったが、その後は、経営状態が悪いからという理由で、催促しても払ってくれない。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（情報成果物作成委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「支払遅延」（親事業者は、物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、遅延利息の支払義務があり、支払が遅れる程、額が多くなるということを材料にして交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金と遅延利息の支払いがあった。

### 事例 17 代金未払（役務提供委託・運送）

#### 《相談内容》

A社は、B社から口頭で運送業務を受託した。業務完了後、お金が出来たら払うからと言うばかりで、何度請求しても払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

支払期限を明記するなど、文書で支払に向けた具体的な請求をしてはどうかと助言した。

A社は、「配達証明付き内容証明郵便」で支払期限を定めた請求をしたところ、B社から返済方法について交渉したいとの連絡があり、「支払計画書」を取り交わし、後日、代金の支払いがあった。

### 事例 18 代金未払（在宅での業務請負）

#### 《相談内容》

個人事業者であるAは、インターネットを活用して、パソコンによる在宅での文書入力作業を遠隔地のB社から請け負った。契約書はなく、メールでやり取りしている。

支払日になっても代金の支払いがないので、B社に催促したが、お金がないから払えないと言って、代金を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

代金の回収は、相手からの回答を待つだけでなく、こちらから仕事を履行したので代金を支払ってほしいと、電話やメール、手紙、文書等で、ねばり強く請求を続けていくことが大事です。

誰から、どういう業務を請け負い、いつ納品したのか、請け負った代金はいくらで、約束した支払日に払われないので、いつまでに支払ってほしいと期限を付けて「文書」（配達されたことを確認したいのであれば配達証明）でB社の代表者に請求してみてもどうかと助言した。

その上で、B社の反応を踏まえ、弁護士無料相談で、今後の対応についてアドバイスを受けてはどうかと助言した。

Aは、助言を踏まえB社に取引状況を記載した「文書」を送付した上で、B社に連絡をとり、ねばり強く交渉を続けたところ、代金の支払いがあった。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例 19 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事の一部を請け負ったが、お金がないからと言って、工事が終了しても代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

「建設業法令遵守ガイドライン」をもとに、B社の支払能力を踏まえて、ねばり強く交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

## 事例 20 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から舗装工事を請け負った。工事が終了してもお金がないからと言って、代金を払ってくれない。

最近は電話にも出ないし、会社を訪ねてもつかまらない。

### 《助言と解決例》

請求書を送りつつ、辛抱強く相手方と会って話し合う努力を続けながら、会った際には代金を払うよう強く交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社の代表者に会って交渉したところ、分割払いで払う約束を取り付け、その後、代金の支払いがあった。



## 事例 2 1 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、元請業者B社から公共工事の一部を請け負った。工事完了後、代金の支払いを求めたが、誠意ある回答もなく、他社に支払ってしまいお金がないと言うばかりで、請求しても払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受けたところ、いきなり訴訟するのではなく「支払なき場合には法的手続きも辞さない」旨の文言を記載した「催告書」を送付した方がよいと思われる、相手方の出方をみてはどうかと助言された。

A社が助言に従い、訴訟も辞さないという強い意志を示して、ねばり強く交渉したところ、B社が折れ、代金を払ってくれた。

## 事例 2 2 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から設備工事を請け負った。代金の一部は払ってくれたが、残りの代金について何度請求しても、払うと言うものの、払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、払うと言っているのだから、支払期限を定めて「文書」で催促してはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社に支払期限を定めて「文書」で催促したところ、残りの代金を払ってくれた。

### 事例 2 3 代金未払（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社から設備工事を請け負った。何度も交渉したが、もう少し待ってくれと言うばかりで、工事代金の一部を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、契約書などの証拠書類を整理し、訴訟提起をすることが考えられると助言された。

A社は、訴訟を提起したところ、B社が和解の意思を示し、一定の金額で和解した。

### 事例 2 4 代金未払（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、一次下請のB社から建設工事の一部を口頭で請け負った。工事が終了し請求すると、理由を言わずに、半額しか払えないという。

#### 《助言と解決例》

減額理由がわからないから強く支払うよう交渉してはどうか。  
状況に応じ元請業者に間に入ってもらい、協議してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえ元請業者に相談し、B社と交渉したところ、代金の支払いがあった。

## 事例 2 5 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事を口頭で請け負ったが、工事代金を払ってくれない。請求書を送ったが、返事がなく、電話しても出ない。

### 《助言と解決例》

相手方を訪問して、払えない理由や、今後の「支払方法」を話し合っただろうか。状況に応じ「配達証明付き内容証明郵便」で請求するという方法もあると思われると助言した。

A社は、助言を踏まえB社を訪問して交渉したところ、工事代金を支払うことを約束してくれた。

## 事例 2 6 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から住宅の内装工事を口頭で請け負ったが、工事開始前に施主をまじえB社と支払確約を口頭で約束した。工事を完成させたが、代金の支払いがない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、ねばり強く請求することが重要であると助言された。

A社は、ねばり強く請求を続けたところ、代金が支払われた。

## 事例 27 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事の一部を口頭で請け負った。工事終了後電話で請求したが、B社の担当者が辞めたため、契約内容がわからないからと言って工事代金を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

口約束で依頼された内容や工事の状況を整理して交渉してはどうかと助言した。その上で、証拠資料が乏しい場合に、どのような対応が適切か弁護士無料相談を利用してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社を訪問してねばり強く契約の内容を説明したところ、理解が得られ、代金が支払われた。

## 事例 28 代金未払（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から外構工事を口頭で請け負ったが、工事が終了しても代金を払ってくれず、反対に、工事に支障を来たしたので損害賠償を請求したいと言われた。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、損害賠償の主張には明確な理由があるとは思われないので、裁判所に調停の申立をしてはどうかと助言された。

A社は、裁判所の調停で、分割払いで和解が成立した。

## 事例 29 代金未払（建設追加工事）

### 《相談内容》

A社は、建設工事の一部を一次下請のB社から受注した。その後、仕様変更により追加工事が発生したにもかかわらず、A社からの請求に対し、追加工事代金の支払いを拒否している。

### 《助言と解決例》

元請業者とA社は契約関係にないが、未払いの追加工事代金について、元請業者から一次下請のB社に対して払うように言ってもらえないかとお願ひしてみるのも一つの方法と思われるかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社が払ってくれない場合は元請業者に相談したい旨を話し、B社と交渉したところ、追加工事代金が支払われた。

## 事例 30 代金未払（建設追加工事）

### 《相談内容》

A社は、配管工事をB社から受注した。その後、B社の仕様変更や工期変更による遅れに伴う追加工事が発生しているため、変更契約書の作成や追加工事代金の請求を行うものの、応じてくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、「配達証明付き内容証明郵便」により、期限を切つて変更後の契約書作成及び増加分の支払いを求める通知を出してはどうか。

期限までに回答がない場合は、本社社長宛に同様の文書を通知するとともに、それでも応じない場合は、法的手続を検討してはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社と何度か交渉したところ、追加工事の代金について対応する旨の回答があった。

### 事例 3 1 代金未払（リフォーム工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社からリフォーム工事の一部を請負った。請負代金は口頭で合意していた。

工事完了後請求書を送ったが、約束した支払期日に支払いがないため、電話で何度も催促したが、顧客から入金があったら払うと言うだけで、最近では電話にも出なくなった。

#### 《助言と解決例》

電話による催促ではらちが明かない場合は、相手方を訪問して請求を行い、支払の約束が得られたら一筆を書いてもらうようにしてはどうかと助言した。どのような一筆がいいかは、事前に、弁護士無料相談でアドバイスを受けるのが適切ですと助言した。

A社は、助言を踏まえB社を訪ね、何度もねばり強く請求したところ、代金が支払われた。

[\(目次に戻る\)](#)

### 事例 3 2 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託し、仕様書通りに作成し納品した。

B社が納入品を他の部品とともに設備に取り付けたところ、部品から異音が発生するとのことで良品に交換したが、その後、多額の損害賠償を請求された。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、納入品と異音との因果関係及び損害賠償請求額の詳細について説明を求めてはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、納得できる額に訂正された。

### 事例 3 3 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から部品の設計・製造を受託した。B社の仕様に基づき設計・製造し納品したが、その後、納入品についてクレームがあった。

A社は、仕様どおりに設計・製造したものであり、クレーム内容は仕様書にないものなので納得できない。B社は、損害賠償請求を示唆している。

#### 《助言と解決例》

仕様どおりに設計・製造し納品したこと、クレーム内容はA社の責めに帰すべきものでないことを資料に基づき説明してはどうか。

もしB社が認めない場合には、損害賠償請求を示唆しているとのことなので弁護士無料相談を利用して対応する方法もあると助言した。

A社はB社を訪問し、関係資料を示し説明したところ、A社に非がないことが認められた。

### 事例 3 4 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から機械製作を請負った。

B社からの材料支給が遅れた上、約束と違う材料が支給された。

約束と違う材料である旨を伝えたが、納期が迫っているので、その材料で製作してよいと言われ、製造したが、B社の顧客からこれでは受け取れないと言われた。今後、損害賠償を請求された場合どうしたらいいか。

#### 《助言と解決例》

B社の指示に従って製作したものであり、A社の責めに帰すべき理由によるものではない旨話し合ってはどうか。B社が認めない場合は、弁護士無料相談でアドバイスを受けてはどうかと助言した。

A社はB社を訪問し、話し合ったところ、A社の主張に理解を示し、再製作について検討していくこととされた。

### 事例35 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から配達業務を請負っている。  
B社から配達業務に手落ちがあったとして、損害賠償の話がきている。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受けたところ、配達業者に手落ちはなく、A社が損害賠償責任を負うことには当たらないとの判断のもと、その旨を「配達証明付き内容証明郵便」で出してはどうかと助言された。

A社は、「配達証明付き内容証明郵便」を送付したところ、話し合いがもたれ、A社に何ら手落ちはなく、損害も発生していないことが認められた。

### 事例36 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から長年にわたり部品製造を受託していた。A社は、B社から増産を指示され、製造ラインを増やした。しかし、1年も経たないうちに発注が減ってしまった。増設費用の支払いができず困っている。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、製造ライン増設の経緯、特に増設はB社から指示されたこと、これまでの発注状況など証拠となる資料を整理して、損害賠償請求も視野に入れながら、交渉してはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえ、B社と交渉したところ、新たな部品の発注を受けることとなった。



### 事例 37 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託した。類似の発注内容が同時で、しかも短納期であったため、A社は、別の発注部品を間違えて製造してしまった。

B社は、それに気づかずに検収を行い、部品及び製品の組立・加工を行い、製品を販売した。

販売後、依頼されたものと異なるものであることが判明し、A社に対して、損害賠償を請求してきた。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、発注内容を間違えたA社に責任があるが、B社も検収での見落としという落ち度があることから、負担割合について双方で話し合っはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえ、B社と交渉したところ、検収の落ち度を認め、負担割合について合意された。

### 事例 38 損害賠償

#### 《相談内容》

A社は、B社に衣服の縫製を依頼したが、出来上がった衣服に不具合があり、A社の顧客からキャンセルされてしまった。

そのため、損害賠償について話し合いをしたが、主張が対立している。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、双方の主張が対立しているので、裁判所に調停の申立をしてはどうかと助言された。

A社は、裁判所の調停で、分割払いで和解が成立した。

### 事例39（新規） 損害賠償（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から電気機械器具の部品の製造を受託した。その際、まず試作品の依頼があったため、製作の上納品したところ、試作品に問題はないとして、B社から量産品の依頼があり納品をした。

B社では、納品された部品を使って製品を製作・販売したところ、不具合が生じ、調査の結果、その原因はA社であることが判明したので、A社はB社から多額の損害賠償を請求された。

#### 《助言》

損害賠償金額として求められている金額が、A社の支払い能力を超える多額の損害賠償金額であったため、無料弁護士相談を利用し、弁護士のアドバイス（話し合いするにあたり粘り強く交渉するなど）を受け、数回にわたる話し合いの結果、当初の半分以下の損害賠償金額で、双方の合意を見ることができた。

[\(目次に戻る\)](#)

### 事例40（新規） 発注書未交付（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社が製造販売している車輛の窓ガラス等の修理を長期にわたり委託されているが、B社から発注書ではなく、依頼書という形式で発注関連書類が送付されてくる。しかし、B社から、今後、依頼書を発行できなくなるとの連絡を受けた。発注書等を発行して貰いたい、どのように対応したらよいか教えてほしい。

#### 《助言》

下請代金法に関する概要を説明し、取引の内容は下請代金法の製造委託として該当すると考えられるが、資本金額を確認し、下請代金法に該当する場合は、「発注書に必要共通記載事項を全て記載網羅し、発注後直ちに発行する義務がある」ことを説明し、発注書等の発行要請を行うように助言した。

その後、A社は助言を踏まえ、協議をした結果、B社より今後は発注書等を発行するとの返事を貰うことができた。

[\(目次に戻る\)](#)

#### 事例 4 1 代金減額（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、B社から繊維製品の加工を受託した。B社から「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて払うという通知が届き、一方的に承諾を求められ困っている。

##### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」（親事業者が、下請事業者に責任がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、歩引き等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減額しても本法違反となる）のおそれがあることを踏まえ、B社と話し合っはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、歩引きの要請は撤回され、現在も取引が継続している。

#### 事例 4 2（新規） 代金減額（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、B社から口約束で試験器関連の製作を全額費用負担するということで作業を行ったにもかかわらず、B社はそのような約束はなかったと主張し、半額の費用負担の要求があった。その後、発注量も減少すると言われ、さらに20%のコストダウンに応じなければ他社に発注すると言われた。

##### 《助言》

現状では、口約束のためB社に履行を求めることは難しいと考えられるので、今後は、打ち合わせのやり取り等を文書・書面化し、自社の強みである技術力などのデータを作成してそれを相手方に提示するなど、B社と交渉のできる環境を整えることが大事です、と助言を受けた。

A社は、助言を踏まえB社へ連絡を取り続け、ねばり強く交渉したところ、B社も前向きに検討をしてくれるようになった。

### 事例 4 3 代金減額（情報成果物作成委託）

#### 《相談内容》

A社は、自ら開発試験を行うB社から試験の一部を依頼された。見積書を出し契約金額を合意した上で、B社の仕様書に基づき試験を行い、試験報告書と請求書を提出したが、B社から請求額が高すぎるとして、減額を要請された。

#### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（自家使用情報成果物の作成委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「減額」（親事業者は、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、契約金額通りの支払いがあった。

### 事例 4 4（新規） 代金減額（情報成果物作成委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社との間でインターネット関係の店舗内での来店客への相談対応等の業務委託を受注し、覚書を取り交わしたが、一月分の業務委託料が一方的に減額された。一月分の業務委託手数料を覚書どおりに回収するためには、どうしたらよいか。

#### 《助言》

A社は弁護士無料相談を利用したところ、弁護士から、覚書などの内容を確認し、B社と話し合いを持ち、代金の支払いを求めるようにと、助言を受けた。

A社は助言を踏まえ、B社に覚書に双方のサインがある旨を説明し、代金を請求したところ、無事に全額を回収することができた。

#### 事例 4 5 代金減額（役務提供委託・運送）

##### 《相談内容》

A社は、B社が製造する食品をデパートの売場に配送する業務を長年にわたり請け負っていた。

B社は、売上が減少したため、配送代金を減額するとして、一方的に減額された代金が支払われた。

##### 《助言と解決例》

下請かけこみ寺のADR（裁判外紛争解決手続）は、裁判と異なり非公開で行われ当事者以外には分からない旨を説明し、ADRの活用を助言した。

A社は、B社にADRで対応する旨を説明した。その後、B社の代表者から支払いに応じるとの連絡があり、代金の支払いがあった。

#### 事例 4 6 代金減額（役務提供委託・運送）

##### 《相談内容》

個人事業者であるAは、運送業者のB社から配送業務を請け負った。発注金額を決めて仕事をしたが、運ぶべき荷物が減少したため、発注金額を減じて代金が支払われた。

##### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（役務提供委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」（親事業者は、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると本法違反となる。）のおそれがあることを踏まえ、B社と話し合っはどうかと助言した。

Aは、助言を踏まえB社と交渉したところ、減じた代金を払ってくれた。

#### 事例 4 7 代金減額（建設工事）

##### 《相談内容》

A社は、B社から材料を購入して建築工事を請け負った。材料費と工事代金を相殺し、支払う約束だったが、支払いがない。

##### 《助言と解決例》

下請かけこみ寺のADR（裁判外紛争解決手続）は、裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外には分からない旨を説明し、ADR手続の活用を助言した。

A社は、B社にADRで対応する旨を説明した。その後、B社から分割で支払うとの回答があった。

#### 事例 4 8（新規） 代金減額（建設工事）

##### 《相談内容》

A社は、B社からマンションのリフォーム工事を請け負った。その後、工事の途中で、口頭での追加工事の依頼があり、追加工事を行ったが、B社に追加工事代金を請求したところ、追加工事代金分を支払ってくれない。

##### 《助言》

A社は、無料弁護士相談を利用して、弁護士からのアドバイスを受け、追加工事現場の現場写真や追加工事の明細等を請求書に添付し、B社に送付した。B社は、交渉に応じ、追加工事代金分を支払ってもらえた。

#### 事例49（新規） 代金減額（建設工事）

##### 《相談内容》

A社は、B社（リフォーム事業者）から住宅リフォームを請け負い、工事を行った。

しかし、支払の期限を過ぎても60万円の工事代金がなかなか支払われないので、電話等で何度も督促をしたが支払ってくれない。その後、連絡がつきなんとか支払うとの回答を得たが、約束の期日を過ぎても支払われないので、困っている。

##### 《助言》

当事者間では支払の交渉が進展せず、無料弁護士相談による弁護士のアドバイスを受け、訴えを提起した。訴状がB社に届いた時点で、B社から支払を行ったとの連絡があり、口頭弁論まで至らずに代金を回収することができた。

[\(目次に戻る\)](#)

#### 事例50 取引中止（売買取引）

##### 《相談内容》

A社は、製品を生産するための材料をB社から購入しているが、A社の経営が悪化しているとして、急に担当者から取引を止めると言い渡された。

##### 《助言と解決例》

「契約書」の解除条項に該当するものかどうかを確認し、経営状況についてもデータに基づいて説明してみてもどうかと助言した。

A社は、B社に説明したところ、取引を止めることを撤回してくれた。

## 事例5 1 取引中止（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託した際、大量に発注するからと言われた。しかし、その後、急に発注を取り消したいと通告された。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、B社のコンプライアンス部門に「文書」で事情を説明してみてもどうかと助言された。

A社は、B社を訪問し「文書」で事情を説明したところ、一定の解約金で解決したいと申し出があった。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例5 2 単価引き下げ（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から長年にわたりプリント基板の組立加工を受託していた。B社から加工賃の引下げ要求があり、応じないと取引を中止すると言う。また、金型の長期保管もあり、困っている。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法では、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常に対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めることを禁止しているため、それを踏まえ、B社と話し合ってみようか。

また、親事業者が自己のために、その金型を下請事業者に無償で保管させると、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するおそれがあることを踏まえ、B社と話し合ってみようかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、一定の改善が図られた。



### 事例53（新規） 単価引き下げ（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から精密機器の圧力関係部品の製造を受託した。

しかし、その後、設計変更があり、金型製作と量産加工の新たな受注を得たが、B社でこの金型の費用を償却するためにA社との間の単価を大幅に値引きしたいと伝えてきた。その際、単価を値引きする代わりに、取引後に償却分を返金するとの約束が口頭であったので、A社は受注に応じることにした。ところがその後、取引が終了しても、B社は、そんな約束はしていないと主張し、話し合いにならない。どうにか値引き分を回収したい。

#### 《助言》

下請代金法が適用される取引であると思われるので、公的機関に相談したらどうかと伝えた。公的機関からは、下請代金法で禁止されている「買いたたき」（単価の決定にあたっては、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の対価相当と認められない下請代金の額を決定することは、親事業者の『禁止行為』に該当するおそれがある。）との回答があった。

そこで、その内容などを親事業者の交渉担当者に伝えたらと、助言をし、それを受けて、A社がB社と交渉したところ、値引分の一部については支払いがあり、残りについても今後、話し合いをしていくことでB社と合意ができた。

### 事例54 単価引き下げ（役務提供委託・運送）

#### 《相談内容》

A社は、B社から荷物の集配業務を請け負っているが、一方的に集配料を大幅に引き下げられた。

#### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（役務提供委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金の額の決定にあたっては、下請代金法上、下請事業者と十分な協議を行った上で対価を決定することとされているので、例えば、公正取引委員会発行の「ポイント解説下請法」を活用しつつ、B社と話し合ってはどうかと助言した。

A社は、B社とねばり強く話し合いを続けたところ、一定の改善が図られた。

## 事例55 価格据え置き（売買取引）

### 《相談内容》

A社は、B社にこの数年間、価格据え置きで商品を販売している。石油価格高騰のため値上げしてほしいと申し出たところ、予算額が決まっているので値上げできないと言われた。

### 《助言と解決例》

石油製品の高騰分を価格に転嫁できなかった場合、今後の生産活動に支障が出ることや、価格を据え置いた数年間の生産・販売コストを時系列で整理してB社に示し、交渉してみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社に窮状を訴えたところ、一定の改善が図られた。

## 事例56 単価見直し（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社からプレス加工を受託していた。B社から月々の受注量はこの程度になるという説明を受けて、見積書を提出し、取引していた。

しかし、最近になり、当初の予想に反して大幅に少ない発注数量となったため、単価見直しをお願いしたが、取引先から単価見直しが見込めないのので我慢してほしいと言われた。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、当初見積書を提出させた段階より発注数量が減ったにもかかわらず、単価の見直しをせず、当初の見積単価で発注すれば、下請代金法上、買ったたきの問題が生じるおそれがあるので、発注数量を反映した単価見直しについて、B社と話し合ってみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、一定の改善が図られた。

## 事例 5 7 (新規) 価格交渉 (製造委託)

### 《相談内容》

A社は、B社から食品の2次加工と検査業務を請け負っているが、覚書で毎年単価改定をすることになっている。

A社では、覚書に提示されている単価では厳しい経営となるため、会社経営を止めたいが、従業員を思うとどうにか続けていきたいと考えており、単価改定の覚書を結ぶ前にどうすればいいのか助言をしてほしい。

### 《助言》

コストダウンの努力をしても、B社の提示する単価では利益がでない場合には、A社の希望する単価の算定根拠等のデータなどを持参し、B社と十分協議をするべきであるとの助言を受けた。A社は助言を踏まえ、データを示しながらB社と協議したところ、B社から単価のアップの協定書を作成することが認められた。

## 事例 5 8 給付内容の変更 (製造委託)

### 《相談内容》

A社は、B社から機械製作を請け負った。発注後、委託内容が変更され追加の作業が発生したが、何度請求しても、追加費用を払ってくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、訴訟を前提として「配達証明付き内容証明郵便」で請求してはどうかと助言された。

A社は、「配達証明付き内容証明郵便」により請求したところ、B社から連絡があり、その後、交渉を経て、追加費用が支払われた。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例59 給付内容の変更（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から製品製造の依頼があった。作業開始前に、この請負額では費用がまかなえないと言ったところ、金額は後で協議するとのことだった。

その後も仕様変更がたび重なり、当初の倍近くの額になってしまった。納品後、請求したが、応じてくれない。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、代金の額は後で協議すると言っているから、かかった費用を「配達証明付き内容証明郵便」で請求してはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえ「配達証明付き内容証明郵便」で請求した上で、B社とねばり強く交渉を続けたところ、かかった費用も含め代金が支払われた。

## 事例60 給付内容の変更（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から機械の製作を受託した。製作中に設計変更に伴う仕様の追加があったが、増加した費用を認めてくれない。

### 《助言と解決例》

今後の取引のことも考慮し、増加した費用の明細を示しながら、ねばり強く交渉を続けてみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、一定の増加額で双方が合意できた。

## 事例6 1 給付内容の変更（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、注文書の発行後に多くの仕様追加があったため、製造途中でB社に追加費用や納期の延期を要求したが、何ら回答もしてくれず、追加費用の支払いを拒否された。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「不当な給付内容の変更」（下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせる指示不明確による不当な給付内容の変更）のおそれがあることを踏まえ、交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、追加費用の支払いがあった。

## 事例6 2 やり直し（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社が元請業者から請け負った設備工事の一部の製造を請け負い、元請業者の仕様書、図面に基づき製造を行い納品し、受入検査に合格した。

しかし、元請業者の役員の意見により、無償でやり直しをするよう要請された。

### 《助言と解決例》

元請業者の仕様書、図面どおりに製造を行い納品し、受入検査に合格しているのに、無償でやり直しの仕事を受けることはできない、かかった費用を負担してほしい旨説明し、話し合ってみてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社及び元請業者と協議を行い、一定の代金を支払うことで合意された。

[\(目次に戻る\)](#)

### 事例63 受領拒否（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から部品製造を受託しているが、売行き不振を理由に、納期を過ぎても部品を引き取ってくれない。

#### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「受領拒否」（指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。）のおそれがあることを踏まえ、B社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、部品を引き取ってくれ、代金も払ってくれた。

### 事例64 受領拒否（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から製品の製造を受託した。製品は完成させていたが、生産計画を変更したことを理由に、発注を取り消され代金も支払われない。

#### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「受領拒否」（発注の取消しをして、給付の目的物を受領しないこと）のおそれがあることを踏まえ、B社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、製品を引き取ってくれ、代金も払ってくれた。

## 事例65 受領拒否（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から部品の製造を受託した。

A社は、指定の納期に納品しようとしたが、在庫が残っていることを理由として受領を拒否され、在庫がなくなったら納品するよう言われた。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「受領拒否」（指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。）のおそれがあることを踏まえ、B社と交渉してはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、部品を引き取ってくれ、代金も払ってくれた。

## 事例66（新規） 受領拒否（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から紳士靴・婦人靴の製造を受託したが、製品を納品する際に、B社から紳士靴の強度等が希望の数値に達していないことを理由に、受取りを拒否された。注文書・仕様書は交付されているが、製品の強度等の数値が明確に示されていないことや、製品の材質によって当該強度等が異なると主張したが、B社は強度不足だから引き取れないと強く言っている。

### 《助言》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）から、下請代金法の適用があることを確認した上で、B社の行為は下請代金法で禁止されている「受領拒否」（指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受領を、下請事業者の責に帰すべき事由がないのに拒むこと）に該当する可能性があるとして主張して、B社と交渉されてはどうかと助言した。

話し合いの結果、製品の強度等の数値について、十分な説明等がなかったことなどを考慮し、双方の折衷案として、A社が幾分か値引きをした上でB社が製品を引き取るという合意が得られた。

[\(目次に戻る\)](#)

## 事例67 返品（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社からプラスチック部品の製造を受託した。

B社は、納入部品の受入検査を行わないまま、組立作業を行い、不良品を発見したとして返品を行った。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、受入検査を行わない場合には、不良品であっても返品することは、下請代金法で禁止されているので、そのことを踏まえ、B社と話し合っただろうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と話し合ったところ、一定の代金を支払うことで合意され、今後は、検査基準を明確にして受入検査を実施することになった。

## 事例68 在庫引き取り（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から部品製造を継続して受注している。一回の注文が大量であり納期確保が困難なので、B社担当者の了解を得た上で、在庫をすることにした。その後、B社から部品はもういらなくなると言われた。在庫保管している分を引き取ってほしいと要求したが、引き取ってくれない。

### 《助言と解決例》

これまでの発注（注文日や納期、数量）状況を記載した「文書」を作成し、あわせて、B社担当者の了解で在庫を持つに至った経緯を整理し、B社に説明してはどうかと助言した。

A社は、B社の代表者に「文書」を持参して状況を説明したところ、その後、在庫分を引き取ってもらえることになった。



## 事例69 納品後の代金の決定（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から製品の製造を受託した。B社は代金の額を定めずに発注し、納品後にA社と協議することなく、従前の単価を大幅に下回る単価で代金の額を決めた。

### 《助言と解決例》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「買ったたき」のおそれがあることを踏まえ、「下請取引適正化推進講習会テキスト」の【想定される違反行為事例】では、「③納品後の下請代金の決定による買ったたき」としてでは、「親事業者が、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定める場合」が記載されているので、テキストをもとにB社と話し合っはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、一定の改善が図られた。

## 事例70 現金払から手形払への変更

### 《相談内容》

A社は、B社から支払方法を現金払から回し手形での支払いにしてほしいと言われたが、資金繰りに影響するので困っている。

### 《助言と解決例》

注文書の支払方法が現金払いという条件で請け負っているので、従来どおり現金払いでお願いしたい旨、交渉してはどうかと助言した。

A社は、B社と交渉したところ、従来どおり現金払いで支払われた。

## 事例 7 1 現金払から手形払への変更（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社の下請として月末締め・翌月末銀行振込で製造委託を受けている。しかし、B社から、翌月の支払から120日サイトの約束手形に変更すると一方的な通知が届いた。

### 《助言と解決例》

契約で決まった内容について、一方的に変更することはできず、双方の合意が必要であるから、そのことを主張して話し合いをしてはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と話し合いをしたところ、従来どおり現金払いとすることで了解してもらえた。

## 事例 7 2 現金払から手形払への変更（建設工事）

### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事の一部を請け負った。B社から資金繰りに困っているため、現金払から手形払に変更すると一方的に通告された。

### 《助言と解決例》

「建設業の元請・下請ルール」（下請代金の支払を現金・手形併用払で行う場合には、契約時に当該下請契約に係る労務費相当分を査定し、現金払の割合が少なくとも労務費相当分を充たすように支払条件を設定）とされているので、工事代金の大半が労務費相当分であり、現金で支払ってほしいと言ってはどうかと助言した。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、従来どおり現金払いで受け取ることができた。

### 事例73（新規） 割引困難な手形（電気工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社と取引基本契約を結び、B社が請け負った社内設備関連の電気工事を請け負った。その後B社から支払関係について「支払いのお知らせ」という資料が1枚届いたが、それによると請負代金について「40万円以下は現金で支払い、それを超える金額の場合は、検収後、毎月20日締め翌々月末払いでサイト180日の手形を交付する」と記載されていた。この資料の内容に納得できないが、B社とはどのような話し合いをすればいいのか。

#### 《助言》

手形サイトに関しては、建設業法上の元請負人の禁止行為に「割引困難な手形の交付」があり、手形サイト120日を超える手形の交付は、この禁止行為に該当するおそれがあるので、建設業法のパンフレット等を印刷して意見交換等する場に持参し、適正な取引を要請したらどうかと、助言した。

A社は助言を受けて、B社と話し合い、手形サイトを120日以内とすることができた。

### 事例74 消滅時効

#### 《相談内容》

A社は、B社から10年以上前に部品加工を受託していた。  
最近になってB社から、有償支給材料代金をもらっていないので支払うよう連絡があった。

#### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、消滅時効の考え方について助言された。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、B社は要求を取り下げた。

## 事例75 その他（売買）

### 《相談内容》

A社は、数年前にB社にソフトを販売したが、購入したソフトが不具合だと言って、何度もアフターサービスの要求がある。

### 《助言と解決例》

弁護士無料相談を受け、既に債務の履行は完了しており、アフターサービスは、履行完了後の追加対応となるので、今後は有料になる旨を説明してはどうかと助言された。

A社は、B社に対しその旨を説明したところ、納得してくれた。

[\(目次に戻る\)](#)

## 2. 消費税相談事例

### 事例1 転嫁拒否（減額）のおそれ

#### 《相談内容》

A社は、B社に商品を納品したが、代金支払の段階になり、消費増税分を値引きしてほしいと要請された。

#### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「減額」（合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

### 事例2 転嫁拒否（減額）のおそれ

#### 《相談内容》

A社は、B社から自動車の修理作業を請け負い、作業を終えB社に引き渡した後、消費税込みの修理代金を請求したところ、消費税引上げ分を減じて支払われた。

#### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「減額」（合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

### 事例3 転嫁拒否（減額）のおそれ

#### 《相談内容》

A社は、発注者、元請業者、一次下請、二次下請、三次下請という取引の流れの中で、二次下請のB社から建設工事の一部を請け負い、目的物を完成して引き渡した後、請求したが、消費税引上げ分を減じて支払われた。

#### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「減額」（合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

### 事例4 転嫁拒否（買ったたき）のおそれ

#### 《相談内容》

個人事業者であるAは、B社に商品を納品したが、B社から、免税事業者だから消費税分を支払わないと言われ、消費税分を支払ってくれない。

#### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、公正取引委員会の「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」では、「免税事業者であっても特定供給事業者に該当するため、特定事業者は免税事業者である納入業者に対しても消費税転嫁対策特別措置法で禁止する消費税の転嫁拒否等の行為を行ってはなりません。特定事業者は、本体価格に消費税を上乗せして対価を定める必要がありますが、免税事業者であることを理由として、消費税を上乗せせず対価を定めたり、仕入れ等の諸経費に係る消費税負担分のみを上乗せして対価を定めたりすることは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」に該当し、違反となります。また、消費税を上乗せして対価を決めた後に、納入業者が免税事業者であること

が判明し、それを理由として消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払ったり、当該金額を徴収したりする場合、「減額」に該当し、違反となります。商品購入の要請等の他の消費税の転嫁拒否等の行為についても、同様です。」とあるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例5 転嫁拒否（買ったたき）のおそれ

### 《相談内容》

A社は、B社に商品を納品したが、消費税引上げ分は上乘せしないで欲しいと言われ、消費税分を支払ってくれない。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「買ったたき」（合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例6 転嫁拒否（買ったたき）のおそれ

### 《相談内容》

A社は、B社から工事を請け負い、消費税率が5%から8%に引き上げられたので、消費税率引上げ分を払ってほしいと話したが、引上げ分を支払ってくれない。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「買ったたき」（合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定めること）のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例7 転嫁拒否の有無

### 《相談内容》

A社は、B社に対して、4月以降の取引分は消費税率8%で請求すると説明したところ、消費税率引上げ分の支払いについて難色を示している。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「減額」、「買いたたき」などに該当するかどうかについて、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

## 事例8 転嫁拒否（本体価格での交渉の拒否）のおそれ

### 《相談内容》

A社は、B社に対して、4月以降に納品する商品に係る見積書（本体価格及び消費税額を区分けされたもの）を提出したが、B社から（本体価格及び消費税額を含めた）総額での見積書を提出するよう求められている。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法に規定する「特定事業者」と「特定供給事業者」に該当するか否かを確認した上で、消費税転嫁対策特措法で禁止されている「本体価格での交渉の拒否」のおそれがあると思われるので、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。



## 事例 9 価格の表示

### 《相談内容》

商品の値札を税抜価格で表示したいが、その際の価格の表示についての注意点を教えてほしい。

### 《助言》

消費税転嫁対策特措法では、事業者による値札の貼り替え等の事務負担に配慮する観点から、総額表示義務の特例として、税込価格を表示することを要しないとしているが、消費者の利便性にも配慮する観点から、本特例の適用を受けるための要件として、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じることを求めているので、価格の表示が税抜価格であることが明確に理解できるものになっている必要があります。

表示方法の具体例については、中小企業庁版「消費税転嫁万全対策マニュアル」<sup>(注)</sup>に掲載されていますので、参考にしてください。

また、個々の値札における税抜価格での表示については、消費者庁に具体的にご相談ください。

(注) <http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/pamflet/2013/131225syoughizei.htm>

## 事例 10 消費税率の経過措置

### 《相談内容》

A社は、B社から建設工事を請け負った。

契約締結日は平成25年10月以前であり、平成26年4月以降に引渡し  
の予定だが、適用される消費税率は何%になるか。

### 《助言》

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事に  
係る請負契約に基づき、平成26年4月1日以後に引き渡すものについては、  
経過措置として改正前の消費税率（5%）が適用されます。

なお、個々の事案につき、消費税率の経過措置に該当するかどうかについ  
ては、最寄りの税務署に具体的にご相談ください。

[\(目次に戻る\)](#)

### 3. 原材料・エネルギーコスト増に関する相談事例

#### 事例1 コストダウン要請（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、一次下請のB社から長年にわたり機械部品の製造を受託していた。B社から、原材料が値上がりしているが、元請業者からコストダウンの要請があったので協力してほしいという打診があった。

##### 《助言》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、平成26年10月2日付けで出された経済産業大臣名の「原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について」や、同年10月31日付けの経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による「下請取引の適正化について」などの文書を活用しつつ、B社とねばり強く交渉されてはどうか。

#### 事例2 価格交渉（製造委託）

##### 《相談内容》

A社は、B社から金属製品の製造を受託した。円安に伴う原材料価格高騰のため価格引き上げをお願いしているが、B社からは、その前に不良品を発生させないよう改善してほしいと言われている。

### 《助言》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、現在の状況は価格交渉の段階であり、相手方が協議もせず一方的に価格を据え置いて発注してきているわけではないので、相手方と話し合える環境を整えることが大切です。

まずは、不良品を発生させないよう改善してほしいという相手の要望への対応策を講じられてはどうか。

その上で、原材料価格高騰のための価格引き上げについては、市況データ等の客観的なデータに基づき話し合いをされてはどうか。

その際、平成26年10月2日付けで出された経済産業大臣名の「原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について」や、同年10月31日付けの経済産業大臣及び公正取引委員会委員長の連名による「下請取引の適正化について」、公正取引委員会発行の買ったたきについてわかりやすく解説したパンフレット「ポイント解説下請法」などの文書を活用しつつ、B社とねばり強く交渉されてはどうか。

## 事例3 単価引上げ要求（製造委託）

### 《相談内容》

A社は、B社から長年にわたり部品の製造を受託していた。

A社は、B社の指定した原材料を使用しているが、原材料価格が高騰しているため、見積書を提出して、単価引上げを要求している。

しかし、B社は、原材料価格が高騰していることをわかっているのに、価格交渉に応じてくれない。

### 《助言》

取引当事者の資本金の区分と取引の内容（製造委託）で下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「買ったたき」には、親事業者から下請事業者に対して、使用することを指定した原材料の価格が高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から、従来の単価のままでは対応できないとして単価の引き上げを求められたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことも含まれるため、公正取引委員会又は中小企業庁に具体的にご相談ください。

[\(目次に戻る\)](#)

## 4. 移動弁護士無料相談活用事例

### 事例1 代金未払（売買取引）

#### 《相談内容》

A社は、B社と売買契約を結んで納品したが、特に理由も言わず、代金の一部しか払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

移動弁護士無料相談会の弁護士から、B社とは連絡も可能で、話し合いができる状態にあるので、理由を確認し、特に理由がないのであれば、残金の支払いを求めるための、交渉をしたらよいのではないかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社と交渉したところ、残りの代金が支払われた。

### 事例2 代金未払（製造委託）

#### 《相談内容》

A社は、B社から機械の製作を受託した。

B社の指示通りに製作して納品したが、売行き不振を理由に、代金を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

移動弁護士無料相談会の弁護士から、まずは請求書を出した上で、B社の資金繰りを踏まえて、よく話し合ってはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社とねばり強く交渉したところ、支払うことで話し合いがついた。

### 事例3 代金未払（建設工事）

#### 《相談内容》

A社は、B社から建築工事を請け負った。

工事完了後、何度も電話で催促したが、取引先から代金がもらえないとの理由で、工事代金を払ってくれない。

#### 《助言と解決例》

移動弁護士無料相談会の弁護士から、電話のような口頭での催促だけでなく、「内容証明郵便」などの文書で請求してみてはどうかと助言された。

A社は、助言を踏まえB社に「内容証明郵便」で催促したところ、代金の支払いがあった。

[\(目次に戻る\)](#)

## 5. ADR 活用事例

### 事例 1 代金未払（製造委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から機械装置の製作組立を請け負い納品したが、不具合があるとの理由で、代金300万円の支払いを留保されている。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、不具合はA社に責任があると主張した。

不具合の責任について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い、3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として200万円を分割払いで支払うことで、和解が成立した。

### 事例 2 代金未払（製造委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から部品加工を請け負ったが、発注指示内容が明確でなかったため、加工費用が30万円になった。

B社に、かかった費用を請求したが、払ってもらえない。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、B社の指示通りに作業しなかったため高くなったと主張した。

加工に要した費用の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が解決金として20万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例3 代金未払（情報成果物作成委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から情報システム開発の内示を受け作業を開始し、成果物及び代金300万円の請求書を送付したが、B社は、顧客から発注をキャンセルされたことを理由に、支払いに応じようとしなない。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、あくまで内示であって正式な発注はしていないと主張した。ただし、B社は、A社が情報システム開発を実施したことは認めており、成果物も受領している。

内示が実質的な開発指示となるかどうか争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が解決金として190万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例4 代金未払（情報成果物作成委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社からサイト作成を請け負い代金410万円を請求したが、納期が遅れたこと及び当初契約額を大幅に上回った請求額であることから、支払いを留保されている。

A社は、納期遅延及び当初契約額を大幅に上回った原因は、作業開始後にB社から追加作業の依頼があったためとしている。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、追加作業の依頼をしたわけではなく、それらは当初契約の内容に含まれる作業を依頼したものにすぎないと認識している。

しかし、A社が行った追加作業分については相応の代金を支払う意思はあるが、作業段階で見積修正などの連絡がなく、増額された金額を提示されたのは作業終了後であり、増額があまりに高すぎると主張した。

追加作業は当初契約に含まれるものかどうか争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として250万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例5 代金未払（建設工事）

### 《申立内容》

個人事業者であるAは、B社から請け負った2ヶ所の建設工事代金の残金150万円について、何度も請求したが、払ってもらえない。

### 《主張と解決例》

Aの申立に対してB社は、2ヶ所の工事を発注した事実は認めるが、1ヶ所の工事代金は合意した単価より高い請求額であること、もう1ヶ所は過払いであったため、計90万円が代金額であると主張した。

合意した単価かどうかと過払い分が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として120万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例6 代金未払（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から建築工事の一部を工事代金を決めずに請け負い、工事終了後、自社の積算に基づき300万円を請求したが、請求額が高いとの理由で支払いを渋っている。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、当社の積算に比べて請求額が高いと主張した。

請負代金の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月の調停を経て、B社が請負代金として220万円の支払義務があることを認めることで、和解が成立した。



## 事例7 代金未払（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から建設工事を請負った。工事終了後、請負代金300万円を請求したが、払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、請求金額が高いと主張した。

請負代金の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として200万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例8 代金未払（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から建設工事を請負った。工事終了後、請負代金200万円を請求したが、払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、契約成立に疑問があると主張した。

契約成立の有無について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として200万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例9 代金未払（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から建設工事を請負った。その後、追加工事を依頼され見積書を提出した。追加工事終了後、追加工事代金として100万円を請求したが、払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、追加工事代金の金額について承認していないと主張した。

追加工事代金の額について争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月の調停を経て、B社が和解金として80万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例10 損害賠償（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から自ら使用する宣伝用製品を受注し、納品した。B社が検査したところ、納品物の一部に不良品があった。検査結果や被った損害について話し合ったが、解決することができず、代金450万円が未払いとなっている。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、抜取検査で納品物の一部に不良品があったので全品検品を行った。検査費用や不良品分について、自社で製造し直したことから、多額の損害を被ったと主張した。

不良品発生にともなう追加の検査費用や自社で製造した費用が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い3ヶ月の調停を経て、B社が和解金として300万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例 1 1 損害賠償（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から金属加工を継続して請け負ってきた。ところが、B社は単価の大幅引き下げを要求してきたため、採算割れになるから要求は飲めないと言うと、一方的に契約を解除された。

B社との話し合いを求めたが応じてくれないため、一方的な契約解除に伴って発生した500万円の損害賠償を請求する。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、採算悪化のため価格協力をお願いをしたものであり、協議しても合意に至らなかったため、やむを得ず契約解除したものであるため、損害賠償請求には応じられないと主張した。

損害賠償の可否が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として150万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例 1 2 損害賠償（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から製品企画の相談を受け提案を行った。その後、B社から製品企画は取りやめになったと連絡してきた。

A社は、提案の作業に要した費用として100万円を請求したが、払ってくれない。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、企画段階の相談であり契約は成立していないと主張した。

作業費用の支払いについて争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月の調停を経て、B社が和解金として50万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例 1 3 損害賠償（役務提供委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から旅行に係る手配業務を受託したが、代金50万円の支払いをしてくれない。

A社は、B社の指示通り手配したので、自らに責任はないと申立てている。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、顧客と契約した条件と一部異なる内容でA社が手配しており、B社が顧客に支払った解決金はA社が負担すべきであると主張した。

指示通りの手配であったかが争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月半の調停を経て、B社が和解金として40万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例 1 4 損害賠償（役務提供委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から請け負ったメンテナンス業務について、作業ミスによって損害が発生したとして、50万円の損害賠償を請求された。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、作業内容を確認する責務はあったが、損害賠償請求額は実費だけであると主張した。

損害額の負担割合が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、A社が和解金として20万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例15（新規） 代金減額（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から電子部品製造装置の製造委託を受け、納品したところ、要求した性能が満たされていないとの理由で、代金3,500万円に対して減額を要求されている。

### 《主張と解決例》

取引事業者の資本金区分と、取引内容から、下請代金法が適用されることを確認した上で、下請代金法で禁止されている「下請代金の減額」のおそれがあることを踏まえ、A社はB社の発注、指示に問題があったと申立てた。

B社は装置性能に対しては、A社に責任があると主張していたが、調停人より「双方の言い分はわかるが、冷静に話し合ってはどうか」との助言があり、調停人を交えて当事者が話し合ったところ、4ヶ月間の調停を経て、B社が和解金として2,500万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例16 代金減額（建設工事）

### 《申立内容》

A社は、B社から内装工事を請け負った。B社の指示通りに工事を完了し引き渡したにもかかわらず、一方的に施工ミスがあったとして請負代金600万円から100万円を減額された。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、当社の指示と違っており施工ミスはA社にあると主張した。

施工ミスがあったかどうかは争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月の調停を経て、B社が和解金として更に70万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例 17 給付内容の変更（製造委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から部品の製造を請け負った。作業途中で仕様内容の変更を口頭で指示されたが、増加費用70万円を支払ってくれない。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、仕様内容の変更は当初の請負代金に含まれると主張した。

仕様内容の変更に伴う増加費用の負担が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として30万円を支払うことで、和解が成立した。

### 事例 18 在庫品の引き取り（製造委託）

#### 《申立内容》

A社は、B社から継続的に受注していた部品製造について、一方的に製造を中止し他社へ発注すると言われ、在庫品が発生してしまった。

B社に在庫品の引き取り及び代金190万円の支払いを求めたが、条件が折り合わない。

#### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、在庫分については正式発注したものではないので、責任を負うものではないと主張した。

在庫品の引き取り金額が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い2ヶ月の調停を経て、B社が和解金として160万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例19（新規） 在庫品の引き取り（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から継続的に部品の製造委託を受け、海外工場で生産を行っていた。B社は、C社を介してD社から発注を受けていたが、D社の都合で、取引中止となり、A社には、製品在庫が500万円分残ってしまった。A社はB社に在庫製品の代金の支払いを求めたが、合意できなかった。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、取引中止を伝えた後も生産していたのは、A社の管理に問題があったのではないかと主張した。

「指示通りの手配であったか」が争われ、調停人を交えて当事者が話し合い、1ヶ月の調停を経て、B社が和解金として150万円を支払うことで、和解が成立した。

## 事例20 契約解除（製造委託）

### 《申立内容》

A社は、B社から縫製作業を請け負ったが、短納期であったため、納期が少し遅れる旨を事前にB社に連絡し、B社の了承を得ていた。

縫製作業が完了したので納品しようとしたところ、B社から「納期の遅れ及び形状が違っていたため販売時期をのがした」として契約解除を通知された。

### 《主張と解決例》

A社の申立に対してB社は、納期の遅れ及び仕様内容と異なる形状の納品物であったため、販売時期をのがしたものであると主張した。

納期変更と仕様通りの形状かどうか争われ、調停人を交えて当事者が話し合い1ヶ月半の調停を経て、B社が和解金として90万円を支払うことで、和解が成立した。

[\(目次に戻る\)](#)